平成２７年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地16（雇用促進住宅２号棟303号）
債務者　森山　徹郎
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６５号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町17番１号
債務者　徳田亜都佐
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２９号
沖縄県名護市字瀬嵩90番地
債務者　金城美佐子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第３０号
沖縄県国頭郡金武町字金武10680番地の１　金武町営住宅中川第２団地Ｄ－２
債務者　東門　友子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第４６６号
熊本県合志市幾久富1866番地1573　菊池サンライフ２　102号
債務者　椎葉　次男
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０１号
熊本市北区清水万石４丁目９番61号　エ・クロール万石302号
債務者　上野　信子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６７４号
神戸市兵庫区湊川町９丁目３番４号　パークサイド湊川205号
債務者　**草**野　正志
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８０号
神戸市北区鈴蘭台南町３丁目10番17号　木村文化202、居所愛知県江南市山王町新田22番地　センターランド寮２Ｃ室
債務者　金古　伸生
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２９号
神戸市灘区新在家南町３丁目３番15号　メゾンド花木505号
債務者　水戸　俊子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７号
茨城県神栖市田畑624番地６　清伸荘Ａ棟
債務者　尾形　礼子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３３７号
川崎市宮前区野川239番地　パラマウント野川　205、前住所川崎市高津区蟹ケ谷49番地１ニューウェルテラス池の里　607
債務者　荒屋　安信
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４４２号
川崎市多摩区枡形４丁目６番３－203号
債務者　福田　　潤
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６７号
川崎市高津区新作３丁目15番３号　クラウンハイム多摩川　304
債務者　海老澤信成
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
川崎市幸区南加瀬３丁目24番４号　多和田邸201
債務者　相澤　陽呂
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４８０号
川崎市川崎区鋼管通１丁目３番１－401号　エンゼルハイツ
債務者　工藤　麻美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
川崎市麻生区高石５丁目１番13号　ヴィラトリアノン百合ヶ丘Ｃ
債務者　丹野　明美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係